

津山工業高等専門学校図書館利用細則

〔平成18年9月26日〕
細則第1号

制定 昭和39年4月1日規則第2号
改正 昭和42年4月1日規則第14号 昭和47年10月25日規則第9号
平成元年6月28日規則第1号 平成2年1月10日規則第1号
平成2年11月29日規則第2号 平成6年8月19日規則第1号
平成13年3月30日規則第2号 平成14年3月12日規則第3号
平成16年8月31日規則第14号 平成18年2月28日規則第1号
平成22年12月22日細則第2号 平成25年11月27日細則第1号

第1章 総則

第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）図書館規程第4条の規定に基づき、この細則を定める。

第2条 本校の図書館を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本校の学生
- (2) 本校の教職員
- (3) 本校の非常勤職員
- (4) 本校の名誉教授（(1)～(4)を以下、「利用者」という。）
- (5) 図書館の利用を申し出た一般の利用者（以下「一般の利用者」という。）

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日 8時30分から21時00分まで
ただし、春季、夏季、冬季の各休業期間中及び学年末試験終了後から学年末休業の間は、8時30分から17時00分までとする。
- (2) 土曜日 13時00分から17時00分まで
ただし、春季、夏季、冬季の各休業期間中及び特別教育期間から学年末休業の間は、閉館する。
- (3) 定期試験の直前と試験期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日
13時から21時00分まで

第4条 図書館は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する

休日、日曜日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）及び本校一斉休業の期間中は閉館する。ただし、必要あるときは変更することができる。

第5条 図書館で利用できるサービスは次の通りとする

- (1) 図書・雑誌の館内閲覧（以下「館内閲覧」という。）
- (2) 図書・雑誌の館外貸出（以下「貸出」という。）
- (3) 参考調査
- (4) 情報機器等の利用
- (5) オンライン情報検索
- (6) 校外からの図書・文献複写の取り寄せ，紹介状の発行
- (7) 図書館活用のための各種講習会
- (8) その他必要と認められるサービス

第6条 図書館では次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館の図書・雑誌等（以下「図書館資料」という。）を無断で持ち出してはならない。
- (2) 図書館においては常に秩序を保ち，他人の迷惑になる行為をしてはならない。
- (3) 図書・設備・施設等を故意に損傷，汚損してはならない。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

第2章 各種サービス

（館内閲覧）

第7条 図書館資料は，自由に書架から取り出して閲覧することができる。

第8条 閲覧が終わった図書館資料は，速やかにもとの場所に戻さなければならない。

第9条 図書館はやむを得ない事情により，図書館資料の閲覧を制限することがある。

（貸出）

第5章 情報検索等

第10条 図書館資料は，所定の手続き（学生証又は図書館利用者カードが必要）を経て貸出を受けることができる。

第11条 学生及び一般の利用者へ貸出できる冊数は5冊までとし，期間は2週間以内とする。

第12条 教職員，非常勤教職員及び本校の名誉教授へ貸出できる冊数は~~5~~20冊までとし期間は1か月以内とする。

第13条 返却期限後も引き続き貸出を希望する場合は，他の利用者・一般の利用者から貸出希望が出ていなければ，一回のみ貸出期間を延長できる。貸出期間延長の申し出をした日より，学生及び一般の利用者は2週間，教職員，非常勤教職員及

び本校の名誉教授は1か月貸出期間を延長できる。

第14条 春季，夏季，冬季休業中の貸出については，第11条から第13条の規程にかかわらず，別に定めることができる。

第15条 貸出を受けた図書館資料は，自己の責任において管理し，自分以外の他人に貸してはならない。

第16条 次の図書館資料は，原則として貸出をしない。

- (1) 辞典，事典，便覧，地図及び目録
- (2) 視聴覚資料
- (3) その他特に指定されたもの

第17条 研究費等で購入した図書及び雑誌等（以下「研究用図書」という。）は，教職員へ長期間寄託することができる。ただし，図書館において必要があるときは，一時返却しなければならない。

第18条 教職員が退職，休職，転任するとき，及び学生が卒業，休学，退学するときは，研究用図書及び貸出を受けた図書館資料のすべてを，直ちに返却しなければならない。

第19条 図書館はやむを得ない事情により，図書館資料の貸出を制限することができる。

（参考調査）

第20条 図書館は利用者・一般の利用者の求めに応じ，事項調査及び文献所在調査を行う。また，授業や学生の課題作成の支援をする。ただし，課題の解答・個人の身上調査等，不相当と認められるものについてはサービス対象外とする。

（情報機器の利用）

第21条 利用者・一般の利用者は図書館内にある情報機器を利用することができる。ただし，一般の利用者は本校蔵書検索のためのパソコン利用に限る。

（オンライン情報検索）

第22条 利用者は各種データベース・電子ジャーナル等を利用することができる。利用については契約の条件等に従わなければならない。

（校外からの図書・文献複写の取り寄せ，紹介状の発行）

第23条 利用者は，図書館に無い図書や論文の複写を，校外の各種機関より取り寄せる図書館間相互利用のサービスを利用できる。

2 前項にかかる料金は申請者の負担とする。校外からの図書・文献複写の取り寄せについての規定は別に定める。

第24条 利用者が校外の図書館等の訪問利用を希望する場合に，必要に応じ訪問先

の図書館等に紹介状を発行する。紹介状が必要な場合は事前に図書館に申請しなければならない。

(図書館活用のための各種講習会)

第25条 利用者・一般の利用者は、図書館が開催する図書館利用・学習の便宜を図るための各種図書館利用講習会に参加することができる。ただし、一般の利用者が参加できる講習会は、一般の利用者を対象とするものに限る。

第3章 督促

第26条 図書館は貸出図書を期日までに返却しない利用者・一般の利用者に対し、督促を行う。

2 督促は、氏名の掲示・督促状の郵送・電話連絡ほかの手段によって行う。個人情報保護に配慮し督促することを原則とするが、悪質な場合はこの限りでない。

3 未返却の期間が非常に長期にわたる場合及び学生の卒業年度等を鑑み、図書の返却が見込めないとみなされる場合は、新規の貸出を停止する。

第4章 弁償

第27条 図書館資料及び研究用図書を紛失、又は著しく汚損したときは、速やかに届け出て弁償しなければならない。

第5章 規律

第28条 利用者及び一般の利用者は、この図書館利用細則を守らなければならない。

第29条 前条の規定に違反したときは、図書館の利用を禁止又は停止することができる。

第6章 図書館の一般公開

第30条 社会の進展に寄与するため、図書館を一般に公開し利用の促進に努めるものとする。

2 前項の運用については、別に定める。

附 則

この細則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年4月1日規則第14号)

この細則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年10月25日規則第9号)

この細則は、昭和47年10月25日から施行する。

附 則 (平成元年6月28日規則第1号)

この細則は、平成元年6月28日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則 (平成2年1月10日規則第1号)

この細則は、平成2年1月10日から施行する。

附 則（平成2年11月29日規則第2号）

この細則は、平成2年11月29日から施行する。

附 則（平成6年8月19日）

- 1 この細則は、平成6年8月19日から施行する。
- 2 第2条第1項第3号に規定されている者については、第10条の規定にかかわらず、当分の間、館外に帯出することができないものとする。

附 則（平成13年3月12日規則第3号）

- 1 この細則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項第3号に規定されている者についても、第10条の規定によるものとする。

附 則（平成14年3月12日規則第3号）

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月31日規則第14号）

この細則は、平成16年8月31日から施行する。

附 則（平成18年2月28日規則第1号）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月22日規則第2号）

この細則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成25年11月27日規則第1号）

この細則は、平成25年11月27日から施行する。